

平成23年11月25日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
----	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
会計管理者兼 会計課長	村上勝美	教 育 部 長	山田英夫
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義
民生部次長兼 健康推進課長	渡辺安彦	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭
監査委員 事務局長	服部正治	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	伊藤久幸	税 務 課 長	伊藤好彦
収 納 課 長	服部誠	市 民 課 長	加藤恵美子
環 境 課 長	伊藤邦夫	福 祉 課 長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所長	佐野隆
児 童 課 長	鯖戸善弘	農 政 課 長	半田安利

都市計画課長	竹川 彰	下水道課長	橋村 正則
民生部長兼 保険年金課長	八木 春美	十四山スポーツ センター館長	花井 明弘
図書館長	奥田 和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若山 孝司	書記	横山 和久
書記	岩田 繁樹		

6. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第51号	弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第5	議案第52号	弥富市税条例の一部改正について
日程第6	議案第53号	公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第7	議案第54号	弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第8	議案第55号	弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第56号	弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第10	議案第57号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第11	議案第58号	平成23年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
日程第12	議案第59号	平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第60号	平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第61号	平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第62号	平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

~~~~~  
午前10時01分 開会

議長（伊藤正信君） ただいまより平成23年第4回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第81条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。

第4回弥富市議会定例会の会期を、本日から12月20日までの26日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月20日までの26日間と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。  
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。  
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 議案第51号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議長（伊藤正信君） 日程第4、議案第51号を議題とします。  
服部市長に、提案理由の説明を求めます。  
服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。  
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は、条例議案1件で

ございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第51号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の人事院勧告に準拠して、一般職の職員の給与について改定を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。  
議長（伊藤正信君） 議案は、伊藤総務部長に説明をさせます。

総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第51号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

13枚ほどはねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

このたびの条例改正の内容につきましては、国家公務員一般職の人事院の給与勧告に準拠しまして、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

1．職員の期末・勤勉手当の改正は、ございません。

2．給料月額改正につきましては、平成23年12月給与から適用することとしまして、行政職給料表を平均0.2%引き下げる改定をするものでございます。改定に当たっては、50歳代の職員が在職する号給に重点を置いて、最大0.5%引き下げることとして、引き下げは40歳代前半層が在職する号給をめどとして収れんさせ、次のページにございます別表の規定に該当する者については、改定を行わないものでございます。

3．公民較差解消減額調整としまして、給料月額の改正の対象となった職員、減額改定対象職員といたしますが、この職員につきまして、平成23年4月からこの改定の実施時期前月までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、平成23年12月期の期末手当で減額調整を行うものであります。調整額等につきましては、本年4月の給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当に100分の0.37の調整率を乗じて得た額に、4月から施行の日の属する月の前月までの月数、8月になりますが、これを乗じて得た額と本年6月期に支給された期末・勤勉手当に同様の調整率を乗じて得た額の合計額を、本年12月に支給する期末手当から減額調整するものでございます。

4．現給保障額の改定につきましては、平成18年4月に実施されました給料表の切りかえ時に、給料表切りかえ前の給料月額に達しない職員には、給料月額のほか、その差額相当分額を給料として支給することとされておりまして、これを経過措置額といたしますが、今回の改正に伴い、経過措置額の算定の基礎となる額は、経過措置額に次の割合を乗じて得た額とするものでございます。

第1号は、平成21年条例附則に規定する減額改定対象職員につきましては、給料表切りか

え前の給料月額に、平成21年の引き下げ率0.9976と平成22年の改定率0.9983と平成23年の改定率0.9951を乗じて得た率、0.9910を乗じた額を給料月額とし、平成23年12月の給料から適用するものでございます。

第2号は、第1号に掲げる以外の職員についての規定でございます。

次のページの5．現給保障額を廃止する規定でありまして、今日まで激変緩和措置が行われてまいりましたが、平成24年度は経過措置額として支給される給料の2分の1を減額しまして、減額の上限は1万円として支給し、平成25年度4月1日に廃止するものでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 市長にお尋ねいたします。

もともとこのOECD諸国の経済成長の度合いというのは、この20年近くにわたって、その国の勤労者の所得のふえた割合に比例しているというような状況のもとで、日本だけが一般の勤労者の給料が引き下げられたり、公務員もそれに続いて引き下げられてまいりました。

先ほど全員協議会で配付されました資料を見せていただきますと、平成21年度以降、地域手当等も含めまして年間1人平均50万円を超える給料の削減が、今回の削減と合わせると行われることになりまして、大変私どもは残念なことだというふうに思っておりますが、ますます雇用状況が悪くなっていく中で、やはりこうしたあり方については、ぜひ今後各地方自治体、市長会等とも協力しながら、国に対して、日本の国民生産の大部分を占める個人消費をふやすことを抜きにしては今日のこんな状況を変えることはできないわけありますので、ぜひこうしたやり方を改めるように政府に求めていただきたいということが一つと、それからもう一つは、結局給与の削減とあわせまして定数の削減が並行して行われておりますので、非常に高齢化等に伴いまして自治体の職務がふえる、国民健康保険や高齢者医療制度に伴いましてその実務が非常に複雑にふえてくる中で、なかなか必要な手だてがとりきれないような状況が生まれておりまして、かなり職員に過剰な負担がかかるような状況が続いております。こうした状態を改善する意味でも、ぜひ引き続いて御尽力いただきたいし、必要な定数はぜひ確保するように御尽力をいただきたいということが二つ目でございます。

もう一つは、この間、確かにこうした削減を行ってまいりましたが、弥富市といたしましては、合併以降、他の市町に比べて大変低かった国との間の格差を解消するために努力がされてきて、89%台から90%台の後半にまで縮めてきております。この努力は大変多とするものでございますが、こういう時期でございますので、なかなか大変なことだと思いますが、引き続いてその格差是正のための御尽力をいただきたいと思いますが、この3点について、

市長としてどうお考えになっているか御答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今回の人事院勧告に伴う給与の削減0.2%の問題でございますが、私どもは、県と違いまして地方自治体として給与をはかる物差しを持っておりません。そういう状況の中におきましては、従来から人事院勧告ということに対して我々としては従ってきたといういきさつもあるわけでございます。今回、大変厳しい状況ではございますが、他の近隣市町村との自治体とも連携をいたしまして、今回のことについては認めざるを得ないだろうという形で思っておるところでございます。

2点目におきましては、給与の問題、あるいは職員の定数の問題等におきましては、私どもといたしましてもこれは大変重要な問題であろうというふうに思っております。それぞれの個々の職員がそれぞれの所管の中で、市民の付託、市民行政サービスがしっかりできるということが前提にあって、人の配置をしているわけでございます。また、管理職等におきましても、適材適所、能力主義を中心にしておるところでございます。今後、過重労働であるとか、あるいはサービス残業等々の発生がないように、私どもとしても人事管理をしっかりしていきたいというふうに思っております。来年度の職員の採用につきましても、当初の予定を変更いたしまして、増員計画をしておるところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

ラスパイレスの改善につきましては、三宮議員からの御指摘のとおりでございますが、私も担当させていただきましてから年々改善をさせていただいたことは、皆さんも御承知のとおりでございます。今後も市の経常収支、財政の健全化ということを図りながら、さらに向上を求めて実施してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 本当に大変な経済状況のもとで、とりわけ市民の声を聞く市政を本当に進めていく、市民とともに進めていこうと思うと、やはり丁寧な説明や対応が必要でありまして、なかなかいろんなことを市民に周知するといひましても、広報で流したりする程度では、特に今日のさまざまな社会保障制度、医療制度も非常に複雑になっておりますので、理解していただけなくて、せっかく市でいい減免制度をつくりましても、制度そのものもまだ不十分な点もあると思えますが、もう一方で、そういう説明やきちんとした聞き取りがなかなかできないような状態が、活用できない大きな原因にもなっておりますので、ぜひ市長の方から必要な人員について確保していく努力をしていくというお話がございましたが、引き続き御尽力いただくこと。さらに、少なくとも国との間の格差を縮めてきてくださ

たので、それを継続していただくこととあわせまして、この間の議会での議論の中でも、特に今日本経済が大きく停滞している原因は、市長のお言葉を借りますと、中間層というんですか、きちんと税金や社会保険料を払える人が非常に少なくなったことが、やっぱり自治体が苦しむ、あるいは国民が苦しむ、市民が苦しむ大きな原因にもなっているということで、働き方をきちんと是正するようということについても、市議会としても意見書を出してきた経緯がございますが、またぞろ今回の派遣法の改正につきましては、一たん民主党は改正すると言っていたことも含めて、全部今回の法案から切り取ってしまうと。本当に細切れ派遣や雇用がますますひどくなる心配がされている中で、ぜひ政府や国会に対して議会としても私どもはますます強く要望していかなければならないと思っておりますが、市長会等におかれましても、雇用の安定、公務員を初めとする勤労者の暮らしの安定こそが国と地域の発展の土台だという立場で御尽力いただくことを強く要望いたしまして、引き下げになりますので大変残念ではありますが、今後の市側の努力を要請いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤正信君） 他に質疑の方ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5 議案第52号 弥富市税条例の一部改正について

日程第6 議案第53号 公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第54号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第8 議案第55号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第56号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第57号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第11 議案第58号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第12 議案第59号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第60号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第61号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第62号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（伊藤正信君） 日程第5、議案第52号から日程第15、議案第62号まで、以上11件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案申し上げ、そして御審議いただきます議案は、条例議案4件、法定議決議案2件、予算関係議案5件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第52号弥富市税条例の一部改正につきましては、市町村の合併の特例等に関する法律による、地方税に関する特例の適用期限が到来することに伴い、市街化区域内にある生産緑地を除いた農地に対する課税を宅地並み課税にするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、公共施設の利用に関し厳しく使用を制限するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第54号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族に兄弟姉妹を加え、兄弟姉妹に災害弔慰金を支給する場合の順位を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、弥富市公の施設にかかわる指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者となる団体の選定を終えましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、平成24年1月4日に愛知郡長久手町が市制を施行するに伴い、同組合規約中の関係規定の変更について協議をするため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。



次に、議案第58号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,646万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億1,336万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、地域主権改革一括法にかかわる例規整備業務として地域主権改革推進支援業務委託料210万円、民生費におきましては、補充保育士等の臨時職員賃金2,325万円、シルバー人材センター補助金170万円、介護保険特別会計給付費繰出金1,400万円、後期高齢者特定検診委託料480万円、生活保護にかかわる医療扶助費7,900万円、生活保護費国庫負担金過年度分返還金1,732万7,000円、生活保護費県費負担金過年度分返還金583万6,000円、消防費におきましては、消防団員等公務災害補償及び退職報償金掛金負担金848万2,000円、同報無線の修繕料210万円、教育費におきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金238万円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、地方特例交付金842万3,000円、国からの生活保護費負担金4,077万8,000円、財政調整基金繰入金1億1,783万8,000円、保育所受託事業収入400万円を増額計上するものであります。

次に、議案第59号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億2,900万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養費600万円、一般被保険者高額療養費1,000万円、介護納付金2,082万8,000円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、後期高齢者支援金分負担金1,350万円、退職者医療交付金過年度分2,138万8,000円を増額計上するものであります。

次に、議案第60号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険料の納付状況等に伴い、保険料等負担金1,090万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を3億5,274万7,000円とするものであります。

次に、議案第61号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において、施設介護サービス給付費1億500万円、高額介護サービス費350万円、特定入所者介護サービス費350万円等を増額計上し、歳入歳出予算の総額を21億4,681万7,000円とするものであります。

次に、議案第62号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,400万円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳出の内容といたしましては、処理施設工事請負費2億円を増額計上する一方、管路工事請負費1億5,500万円を減額するものであります。

これらに対し、まず歳入といたしましては、繰越金2,410万5,000円、国からの汚水処理施設整備交付金 1 億7,499万9,000円を増額計上する一方、農業集落排水事業県補助金 1 億4,550万4,000円、農業集落排水事業債860万円を減額するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。議長（伊藤正信君） 御苦労さまでした。

議案は担当部長より説明をさせ、補正予算は説明を省略させます。

まず伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第52号弥富市税条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

7枚ほどはねていただきまして、弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

今回の条例改正につきましては、特定市街化区域農地の宅地並み課税の実施のための改正でございます。弥富市におきましては、平成18年4月1日に弥富町と十四山村が合併しまして弥富市となりました。これによりまして、三大都市圏、中部圏の特定市となりました。この特定市となったことによりまして、市街化区域内の農地は、合併特例法によりまして、合併の翌年度から5年間は、合併前と同様の一般市街化区域農地の課税、宅地並みに評価、農地に準じた課税を行ってまいりましたが、平成24年度から特定市街化区域農地、市街化区域内にある生産緑地を除きますが、この農地となるため、宅地並み評価、宅地並み課税となります。税額の計算方法につきましては、基本的には評価額に3分の1を乗じ、その額に税率1.4%を乗じた額が税額となります。特定市街化区域農地の適用により、初年度目、平成24年度からでございますが、4年度後の平成27年度まで課税の適切な処置の対象となり、初年度0.2、2年度目が0.4、3年度目が0.6、4年度目が0.8の率を乗じた額が税額となります。5年度目、平成28年度でございますが、それ以降につきましては適用がございません。

改正内容につきましては、附則の10条の2第3項から附則第14条まで特定市街化区域農地の宅地並み課税の計算方法等関係条文の追加改正でございます。

この条例につきましては、平成24年4月1日から施行となります。

次に、議案第53号公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

1枚はねていただきまして、第1条、弥富市市民ホール条例の一部改正から、6ページの第19条、弥富市営住宅管理条例の一部改正までについては、最近、自治体の公の施設において暴力団主催の営利目的のイベント等が開催される事案が相次いでおり、その使用許可に当たってはトラブルも発生しているところでございます。本市でのこうした事案を未然に防ぐ

ため、暴力団による利益につながる公共施設の利用に関し厳しく使用を制限するため、公の施設から暴力団を排除するための関係条例を制定するものでございます。

次に、議案第54号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、条項ずれが生じるために、各法の条文を引用しております関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤正信君） 次に、平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第55号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

災害弔慰金を支給する遺族の順位の3番目に、配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれも存しない場合であって、死亡当事者と同居し、生計を同じくしていた兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用いたします。

続きまして、議案第56号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について、説明申し上げます。

弥富市十四山総合福祉センターにあります、弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理を、弥富市神戸四丁目26番地、有限会社光神、事業所名、あい・ふれあいに指定し、指定期間を24年4月1日から29年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第57号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

平成24年1月4日に、愛知郡長久手町が市制施行に伴い、長久手市とするものでございます。

この規約は、平成24年1月4日から施行する。

以上でございます。

議長（伊藤正信君） お諮りをいたします。

本案11件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案11件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~

午前10時34分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤 正 信

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代